

鹿 児 島 県 公 報

平成27年 7 月 3 日（金）第3124号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

条 例

- 鹿児島県職員退職手当支給条例及び鹿児島県職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例（※） （人事課取扱い） 1
- 鹿児島県税条例等の一部を改正する条例（※） （税務課取扱い） 2
- 半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（※） （税務課取扱い） 5
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（※） （情報政策課取扱い） 6
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（※） （自然保護課取扱い） 7
- 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（※） （生活衛生課取扱い） 8
- 鹿児島県食の安心・安全推進条例の一部を改正する条例（※） （食の安全推進課取扱い） 9

条 例

鹿児島県職員退職手当支給条例及び鹿児島県職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 7 月 3 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第38号

鹿児島県職員退職手当支給条例及び鹿児島県職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

（鹿児島県職員退職手当支給条例の一部改正）

第 1 条 鹿児島県職員退職手当支給条例（昭和28年鹿児島県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第 3 条 第 2 項 中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第 2 項」を

「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項」に改める。

（鹿児島県職員の再任用に関する条例の一部改正）

第2条 鹿児島県職員の再任用に関する条例（平成13年鹿児島県条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号」に改め、同条第2項を削る。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

.....

鹿児島県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第39号

鹿児島県税条例等の一部を改正する条例

（鹿児島県税条例の一部改正）

第1条 鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第35条の13第1項中「あつては」を「おいて」に改め、「取り扱う者」の次に「があるときは、その者」を加える。

第39条第1項第1号ア中「100分の0.72」を「100分の0.96」に改め、同号イ中「100分の0.3」を「100分の0.4」に改め、同号ウの表中「100分の3.1」を「100分の2.5」に、「100分の4.6」を「100分の3.7」に、「100分の6」を「100分の4.8」に改め、同条第3項第1号ア中「100分の0.72」を「100分の0.96」に改め、同号イ中「100分の0.3」を「100分の0.4」に改め、同号ウ中「100分の6」を「100分の4.8」に改める。

第46条の2第1項中「譲渡等」の次に「及び同項に規定する特定課税仕入れ」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

附則第5条第1項中「又は証券投資信託」を「、金銭の分配（同項に規定する金銭の分配をいう。以下この条において同じ。）又は証券投資信託」に改め、同項第1号中「剰余金の分配」の次に「、金銭の分配」を加える。

附則第6条の3の3中「平成27年4月1日」を「平成28年4月1日」に、「100分の3.1」とあるのは「100分の1.6」を「100分の2.5」とあるのは「100分の0.9」に、「100分の4.6」を「100分の3.7」に、「100分の2.3」を「100分の1.4」に、「100分の6」とあるのは「100分の3.1」を「100分の4.8」とあるのは「100分の1.9」に改める。

附則第6条の6中「たばこ事業法」を「次の各号に掲げる期間内に第57条第1項に規定す

る売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われるたばこ事業法」に、「当分の間、1,000本につき411円」を「当該各号に定める税率」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき481円
- (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき551円
- (3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき656円

第2条 鹿児島県税条例の一部を次のように改正する。

附則第6条の6を次のように改める。

第6条の6 削除

(鹿児島県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 鹿児島県税条例の一部を改正する条例（平成25年鹿児島県条例第62号）の一部を次のように改正する。

附則第9条の3第2項の改正規定中「第37条の10第4項並びに」の次に「第37条の14の3第1項」を、「並びに同法」の次に「第37条の14の4第1項」を加え、「第37条の14の3第1項」を「第37条の14の4第1項」に改め、同条の次に1条を加える改正規定中「第37条の14の3第1項」を「第37条の14の4第1項」に改める。

(鹿児島県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 鹿児島県税条例の一部を改正する条例（平成26年鹿児島県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第18条第3項の改正規定中「法人税法第2条第12号の18」を「法第23条第1項第18号」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条及び第4条の規定 公布の日
- (2) 第1条中鹿児島県税条例第46条の2第1項の改正規定並びに附則第4条及び第7条の規定 平成27年10月1日
- (3) 第1条中鹿児島県税条例第20条第2項及び第35条の13第1項の改正規定、同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条の規定 平成28年1月1日
- (4) 第1条中鹿児島県税条例第39条の改正規定、同条例附則第6条の3の3及び第6条の6の改正規定並びに附則第3条及び第5条の規定 平成28年4月1日
- (5) 第2条及び附則第6条の規定 平成31年4月1日

(県民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の鹿児島県税条例（以下「新条例」という。）第20条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成27年度分までの

個人の県民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第35条の13第1項の規定は、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下この項及び附則第5条第2項において「地方税法等改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第15号に規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収について適用し、同日前に支払を受けるべき地方税法等改正法第1条の規定による改正前の地方税法第23条第1項第15号に規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（地方消費税に関する経過措置）

- 第4条 新条例の規定中地方消費税に関する部分は、平成27年10月1日以後に事業者が行う課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れに係る地方消費税について適用し、同日前に事業者が行った課税資産の譲渡等に係る地方消費税については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）

- 第5条 別段の定めがあるものを除き、平成28年4月1日前に課した、又は課すべきであった第1条の規定による改正前の鹿児島県税条例（次項において「旧条例」という。）附則第6条の6に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条及び次条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 平成28年4月1日前に旧条例第57条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（地方税法等改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法第74条の6第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（地方税法等改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（次項において「28年新法」という。）第74条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条及び次条第2項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下この条及び次条第2項において「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

- 3 平成29年4月1日前に新条例第57条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売

渡し若しくは消費等（28年新法第74条の6第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。次項及び次条第2項において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

- 4 平成30年4月1日前に新条例第57条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき105円とする。

第6条 第2条の規定による改正後の鹿児島県税条例の規定は、平成31年4月1日以後に課すべき紙巻たばこ3級品に係る県たばこ税について適用し、同日前に課した、又は課すべきであった紙巻たばこ3級品に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 平成31年4月1日前に新条例第57条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき204円とする。

（鹿児島県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第7条 鹿児島県税条例の一部を改正する条例（平成25年鹿児島県条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「及び」の次に「特定課税仕入れ並びに」を加える。

.....

半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに

公布する。

平成27年7月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第40号

半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例（昭和61年鹿児島県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第1条中「製造の事業又は旅館業（下宿営業を除く。）」を「法第17条に規定する事業」に改め、「供する」の次に「施設又は」を加える。

第3条第1項中「第2条第4項の規定による公示の日（以下「公示の日」という。）」を「第9条の5第1項に規定する認定産業振興促進計画に記載された法第9条の2第2項第4号に掲げる計画期間（以下「計画期間」という。）の初日」に改める。

第4条第1項中「公示の日」を「計画期間の初日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の規定は、平成27年4月1日以後に施設又は設備を新設し、又は増設した者の当該施設又は設備に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税について適用し、同日前に施設又は設備を新設し、又は増設した者の当該施設又は設備に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税については、なお従前の例による。

.....

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成27年7月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第41号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う

関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（鹿児島県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正）

第1条 鹿児島県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年鹿児島県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「前項第1号」を「同項第1号」に改め、同項第1号中「第30条の7第5項第1号」を「第30条の11第1項第1号」に、「他の都道府県知事（同法第30条の10第1項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関）」を「地方公共団体情報システム機構」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報（個人番号を除く。）」に改め、同項第2号中「第30条の8第1項第1号」を「第30条の15第1

項第1号」に、「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報（個人番号を除く。）」に改める。

（住民基本台帳法施行条例の一部改正）

第2条 住民基本台帳法施行条例（平成14年鹿児島県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第2条中「第30条の9第1項」を「第30条の40第1項」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

（自己の本人確認情報の開示に係る費用負担）

第2条 法第30条の32第2項の規定により書面による本人確認情報の開示を受ける者は、規則で定めるところにより、当該開示に要する費用を負担しなければならない。

第4条を削る。

（電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の廃止）

第3条 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成15年鹿児島県条例第55号）は、廃止する。

（鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第4条 鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年鹿児島県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「第30条の9第2項」を「第30条の40第2項」に改め、同条第2項中「第30条の9第1項」を「第30条の40第1項」に改める。

附 則

1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第3条及び次項の規定は、平成28年1月1日から施行する。

2 鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成12年鹿児島県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表企画部の表中1の項を削り、2の項を1の項とする。

.....

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成27年7月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第42号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（鹿児島県県民の森の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第1条 鹿児島県県民の森の設置及び管理に関する条例（昭和59年鹿児島県条例第16号）の一

部を次のように改正する。

第13条第1号中「き損し」を「毀損し」に改め、同条第4号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

(鹿児島県照葉樹の森の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 鹿児島県照葉樹の森の設置及び管理に関する条例(平成11年鹿児島県条例第50号)の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「き損し」を「毀損し」に改め、同条第4号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

(鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第3条 鹿児島県事務処理の特例に関する条例(平成12年鹿児島県条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表環境林務部の表1の項及び7の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

(鹿児島県指定猟法禁止区域等の標識の寸法に関する条例の一部改正)

第4条 鹿児島県指定猟法禁止区域等の標識の寸法に関する条例(平成24年鹿児島県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 7 月 3 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第43号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例(平成12年鹿児島県条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2の1の(6)のサの(オ)中「食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成23年内閣府令第45号)第1条第2項第7号に規定する特定原材料等」を「アレルギー物質」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県食の安心・安全推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第44号

鹿児島県食の安心・安全推進条例の一部を改正する条例

鹿児島県食の安心・安全推進条例（平成22年鹿児島県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第1号を次のように改める。

(1) 食品衛生法の規定（同法第19条第2項の規定を除く。）に違反する食品等

第20条第1項第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 食品表示法（平成25年法律第70号）第5条の規定に違反する食品等（第2条第2号の器具及び同号の容器包装を除く。）であって、規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。